

■ 市第 41 号議案関連資料

平成 23 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）（文化観光局関係部分）

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入補正 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	備 考
17 款 県支出金 2 項 県補助金 13 目 緊急雇用創出事業費補助金	1,809,571	57,731	1,867,302	補正額のうち、8,190 が文化観光局関係

(2) 歳出補正 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	備 考
2 款 総務費 1 項 都市経営費 3 目 創造都市推進費	1,784,911	8,190	1,793,101	文化・観光 ラジオプロモーション事業

2 文化・観光ラジオプロモーション事業 8,190（千円）

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して、「文化」「観光」に関するイベント情報などを新たにラジオで発信し、プロモーションの一層の強化を図るとともに、さらなる雇用を創出します。

(1) 目的

- 元気で魅力的な文化・観光に関する市内イベントなどを広く発信することにより、市内の観光・宿泊施設へさらなる誘客を図り、地域経済の活性化につなげます。
- 文化・観光のプロモーションに特化した番組とし、民間が実施するイベントも含め、情報を発信します。

(2) 事業概要

FM放送局でラジオ番組スタッフ 3 名を募集し、文化・観光に関するラジオ番組のコーナーを制作します。【10 分コーナー、週 1 回放送】

雇用したスタッフは、番組の企画、構成、取材、レポート、アナウンス等の業務を行います。

◇ 議案書対照頁

歳 入：37 頁、38 頁、46 頁

歳 出：39 頁、48 頁

●緊急雇用創出事業臨時特例基金事業について

1 事業概要

(1) 事業の運営

ア 事業の実施期間は原則として平成 23 年下半期から平成 23 年度末までです。

イ 四半期ごと（12 月末及び年度末）の事業報告が必要となります。

(2) 実施する事業

ア 民間企業等への委託事業

(ア) 新たに企画した事業であること。既存事業（市費事業）の振替事業は不可。拡充は可。

(イ) 建設・土木事業でないこと。

(ウ) 事業は民間企業、NPO法人等に委託または直接雇用にて実施する。

(エ) 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

(オ) 東日本大震災により被災した失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業の機会にふさわしい事業、又は、被災した失業者を雇用した上で、地域の企業等で就労するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。（震災対応事業）

イ 補助事業

10/10（全額国費）の補助事業である。

(3) 事業計画全体としての必要要件

事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

2 要綱等

(1) 神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金交付要綱

(2) 神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業実施要領